

沖永荘一杯 第27回 東京都少年少女学年別柔道選手権大会 要項

1. 目的 試合を通して柔道の基本技能、礼法を正しく習得させると共に心身を鍛錬し将来を担う少年少女の育成と、相互親睦を図ることを目的とする。
2. 主催 公益財団法人東京都柔道連盟
3. 後援 公益財団法人講道館・東京都教育委員会・公益財団法人東京都体育協会・帝京大学・コマツ
4. 日時 平成28年2月7日(日) 開場 8:00 / 開会式 9:00
5. 会場 東京武道館 大武道場 〒120-0005 足立区綾瀬3-20-1 Tel03(5697)2111
6. 参加資格 (1) (公財)東京都柔道連盟加盟団体に所属の「学校」・「道場」・「クラブ」等に所属する、小学3年・4年・5年・6年生の各男女とする。
(2) 選手は、(公財)東京都柔道連盟を通して(公財)全日本柔道連盟に「競技者登録」をしていること。
(3) 事故防止のため、修業期間6ヶ月以上の者とする。
(4) 体重区分は、負傷事故防止のため、少年は軽量・中量・重量・超重量の4クラス、少女は軽量・中量・重量の3クラスとする。
振り分け方法は、申込書に記入されている選手の体重をもとに、少年は約1/4の4クラス、少女は約1/3の3クラスに振り分ける。
7. 試合方法 男女別、学年別、体重別のトーナメント戦による。
8. 審判規定 (1) 国際柔道連盟試合審判規定及び国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申合せ事項」で行う。
(2) 試合時間は2分間とする。
(3) 判定の基準は「有効」または「僅差」以上とし、得点差が無く、かつ「指導」差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決する。※「僅差」とは「指導」差が2以上をいう。
9. 表彰 各学年少年(4クラス)・少女(3クラス)とも、優勝・準優勝・3位(2名)・敢闘賞(4名)までを、試合終了次第、表彰する。尚、優勝者には沖永荘一杯を授与する。
10. 参加申込 (1) 申込締切 平成28年1月8日(金) 午後5時必着
(2) 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、監督又は責任者が押印のうえ、参加費を添えて申込む。(個人での申込みは、受付致しません。)
(3) 参加費 1人1,000円
(4) 申込先 公益財団法人 東京都柔道連盟
〒112-0003 東京都文京区春日1-16-30 講道館内 Tel 3818-4246-5639
11. 組み合わせ 平成28年1月18日(月) 都柔連事務所にて主催者が行う。
12. 保険 (1) 主催者が、参加者全員に対して傷害保険の加入手続きを行い、その費用を負担する。
尚、万一の事故発生に備え、参加チームで別途傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策をたてておくこと。
(2) 大会中の不慮の負傷、疾病については応急処置を施すとともに、傷害保険の範囲内で

責任を負うものとする。

(3) 大会当日、参加者は健康保険証（コピーでも可）を必ず持参すること。

13. その他 (1) 計量

① 選手全員の計量は行わない。但し、各クラスのベスト8進出者を計量し、申告体重(申込書の体重)より3kgを超えている選手は失格とする。それによる再試合は行わない。

② 計量は、少年は柔道衣の上衣は脱ぐ。少女はTシャツとし、柔道衣の下穿きは少年少女共に着用したままとする。

(2) 本大会の4年生および5年生のベスト4入賞者(各クラス)及び、特に都柔連が推薦した選手は、平成28年度全国小学生学年別柔道大会東京都予選会(平成28年5月末開催予定の5・6年生の部)への出場資格を得るものとする。

(3) 学年の間違いと、体重の訂正による階級の変更は、すべて失格となる。

(4) ゼッケン

① 参加選手は、着用する柔道衣に規定の大きさのゼッケンを正しく縫い付けること。

② 所属名は、申込み団体名（(公財)全日本柔道連盟に登録した団体）とする。

③ ゼッケンを取り付けていない選手は、失格とする。

④ ゼッケンの仕様と縫い付け方。

a) サイズは横30cm～35cm・縦25cm～30cmとする。

b) 布地は白地（晒・太綾）。

c) 書体は太いゴシック体又は明朝体で横書きとし、男子は黒色、女子は濃赤色。

d) 苗字（姓）は上側2/3、所属名は下側1/3。

e) 縫い付けの位置は、後ろ襟から5cm～10cm下部とし、周囲と対角線に強い糸で縫い付ける。

図1 ゼッケンの縫付方

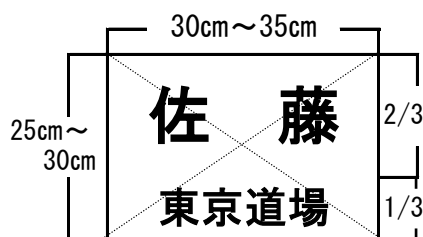
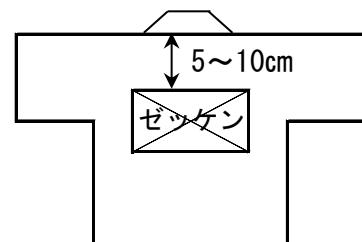


図2 ゼッケンの縫付位置



(5) 脳震盪について

① 大会前1カ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の治療を受け、出場の手続きを得ること。

② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。（なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。）

③ 練習の再開に関しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。

④ 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。